

2023年11月10日

長岡市長 磯田 達伸 様

連合中越地域協議会
議長 矢島 良彦

市政に対する要望書

日ごろ、市民生活・福祉の向上と地方自治確立のためご尽力されている貴職に対して感謝と敬意を表します。

さて、社会は、新型コロナウイルスの5類移行を受けインバウンド消費が回復するなど明るい状況がある一方、ロシアのウクライナ侵攻などで拍車がかかる資源・エネルギー価格の上昇と円安が、生活にさらなる影響を及ぼし、多くの働く仲間とその家族、弱い立場にある仲間が困難な状況におかれています。超少子高齢化と人口減少、格差や貧困の拡大、非正規雇用で働く人の増加と不安定化の増大、生産年齢人口の減少等の問題、将来的な制度維持に不安を抱える社会保障制度など様々な課題に直面しており、克服に向けて叡智の結集と速やかな対応・決断が求められています。

私たち連合は、「働くことを軸とする安心社会」をめざすべき社会像として掲げています。これは「持続可能性」と「包摂」を基底に置き、年齢や性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと暮らし、輝く、活力ある地域社会の創造を共通の価値観としていこうとするものです。そのためには、安心の社会保障、中小企業の基盤強化と地域の活性化、生活と仕事のバランスがとれた働き方など、社会、地域、そして、働き方を支える基盤を一刻も早く整えなければならないと考えております。

このような状況の中、長岡市では令和6年度予算編成が開始されますが、私たちは、「連帯と相互の支え合い」という協力原理、市民協働の理念の基、生活の安定・向上、福祉の充実や安心して生活できる環境整備などに関する施策について、積極的な推進を期待しています。

この度、働く者の願いとして別添項目のとおり要望を取りまとめました。長岡市においても厳しい財政事情にあるところと推察されますが、このことについて、真摯に受けとめ市政に反映してくださるよう要望いたします。

なお、私たちの代表と懇談のうえ、後日文書をもって回答いただきますようお願い申し上げます。

2024年度長岡市予算に関する市政要望

太字＝重点要望

1 総括・地方自治

- (1) 連合は、「働くことを軸とする安心社会」（働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件の下、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会）をめざしている。こうした社会の実現のためには、市民レベルから世界レベルに至る各層での様々な団体との「社会対話」が重要であり、課題解決へ向けた、より具体的で有効な手段として機能させていく必要がある。長岡市におかれても「市民との協働」の理念のもと市民の積極的な社会参加と「対話」を促し、市民力を活かした市政運営を引き続き進められたい。また、市内勤労者を代表する連合中越との対話に今後も協力されたい。あわせて、長岡市が所管する各種審議会、委員会、諮問委員会などの各層代表メンバーに労働者代表を引き続き可能な限り選任することとし、事前に連合中越と調整されたい。
- (2) 市が発注を行う請負・委託契約、指定管理者の指定等については、「公共サービス基本法」にもあるとおり、発注者責任として公共サービスに従事する者の公正労働基準（ディーセント・ワーク、常用雇用、委託労働者の継続雇用、生活賃金など）の遵守などの労働環境の整備に引き続き努められたい。特に、工事や業務委託の入札・契約に関わる条例や要綱などに、労働基準法等の労働法制や社会保障関連法規に違反した企業を、発注対象から除外する項目を設けられたい。また、最低賃金の改定額をふまえ、発注済みの公契約の契約金額の見直しを行われたい。
- (3) 「労働者協同組合法」は、昨年10月から施行され、7月現在、全国では55団体の労働者協同組合法人が開設された。全国での活動事例も、自治会と結んだ地域の活性化や、地域おこし協力隊の事業継続、高齢者、障がい者、子育て家庭への様々なサポート事業、福祉サービスを始める事例など。地元の人的資源に主体を求め、新しい地域おこしに取り組む事例が様々な分野で広がる契機となり始めている。市としてもこの法が実効性あるものとなり、労働者の生活向上はもとより地域の活性化につながるよう、職員に対して法律の学習会の開催、制度内容の市民、関係機関への周知、「労働者協同組合法人」の設立や法人移行に関わる相談窓口の確立など、具体的な対応策について予算措置を含め検討されたい。

2 雇用・労働政策

- (1) 長岡市が取り組まれている「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」については、引き続き取組を強化されたい。特に、2018年の改正労働安全衛生法により義務化された「管理監督者を含めすべての労働者の労働時間の適正な把握」や「産業医への情報提供」などが確実に実施されるよう周知されたい。また、事業場において、産業医等が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応できるよう事業場における必要な体制整備の支援を行なわれたい。
- (2) 最低賃金について、金額の周知とあわせて最低賃金制度の意義・役割について周知徹底をはかられたい。また、中小企業・零細事業者が最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小企業支援策の充実や各種助成金制度の利用促進への支援などを行われたい。
- (3) 2020年4月に施行された同一労働同一賃金に関する法律への対応を確実に実施し、通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする60歳以降のパート・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差を確実に是正する必要がある。産業や業種・職種ごとに異なる労働環境等を勘案しながら、個別の労使協議を通じて、企業や職場において最適な働き方を検討するよう周知、支援されたい。
- (4) 消費者による悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、人が人と接するあらゆる産業において生じている社会的な問題であり、防止に向けた具体策が求められている。カスタマーハラスメントの防止に向けて、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進されたい。特に消費者庁「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」最終報告を踏まえ、消費者と事業者との適切なコミュニケーションなど、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮したエシカル消費を促進されたい。

3 経済・産業政策

- (1) ITやIoTなど新たな産業革新に対応した、企業における人的投資、テレワーク環境の整備をはじめとする設備投資、研究開発等に対する支援を着実に実施されたい。特に、産業構造の変化に対応した働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化されたい。その際には、雇用形態や企業規模による格差が生じることのないよう、特に弱い立場の労働者や、中小企業に対する支援策を講じられたい。

- (2) 政府は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、脱炭素化に向けた政策措置を打ち出されている。連合をはじめとする世界の労働組合は、脱炭素社会への移行を、持続可能な社会を実現する好機とし、マイナスの影響を最小化する考え方である「公正な移行 (Just Transition)」とさせるため、政府への要請や幅広い関係者との対話などを行っている。長岡市におかれてもカーボンニュートラル実現に向けたGX(グリーン・トランスフォーメーション)実行計画や適応計画の策定や改定、あるいは具体的施策を検討するにあたっては、労働組合を含む関係当事者が加わる社会対話を行い、その意見を反映させ、丁寧な合意形成をはかられたい。
- (3) 「公正な移行」の具体化に向けて、「グリーンな雇用創出」や「地域脱炭素化」、「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットの検討の早期着手と必要な予算措置を行なわれたい。その際、特に中小・零細事業者における雇用への影響を適切に評価し、サプライチェーンだけでなく、地域レベルでの目配せと強力な支援を行われたい。また、中小企業における省エネ・生産性・安全性向上、人材不足への対応のための設備投資促進施策を拡充し、周知を徹底されたい。生産性向上特別措置法による税制支援の活用については、「導入促進基本計画」を策定済みであることを周知し、中小企業への働きかけを促進されたい。

4 社会保障、医療、福祉政策

- (1) 地域医療を支える、医師、看護師をはじめ医療関係者の人材確保と労働環境の改善に引き続き努められたい。このための財政支援等を強化するよう国、県と協力して、施策を推進されたい。特に、診療報酬は公的価格で決められており、物価高に対して価格転嫁は全くできないことから、市としても人材確保のため医療機関に対して職員の処遇改善を目的とした助成金を新設されたい。
- (2) 介護事業関係者の人材確保と労働環境の改善に引き続き努められたい。制度を担う労働者が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善をはかるとともに、一定の期間従事している労働者には、慰労金付きの報奨制度を創設するなどの措置を事業者等と協力して講じられたい。特に、介護報酬は公的価格で決められており、物価高に対して価格転嫁は全くできないことから、市としても人材確保のため事業者に対して職員の処遇改善を目的とした助成金を新設されたい。

- (3) 新潟県労働者福祉協議会が生活相談窓口として長岡地区労働者福祉協議会に開設している、「新潟県ライフサポートセンター」について、延べ相談件数は 4,792 件(08 年以降の長岡市 4,611 件、他市町村 1,811 件)、直近一年間でも 436 件(内他市町村 226 件)の相談が寄せられている。引き続き市民への相談窓口として周知活動への支援をお願いしたい。
- (4) 医療・介護・健康・福祉・子育て等分野を超えた地域生活課題について、支援を必要とする人に寄り添った包括的・伴走的な支援を行うため、重層的支援体制整備事業(相談支援・参加支援・地域づくり)の実施体制を整備されたい。特に、市民からの相談に対しては、ワンストップで親身に対応できるよう、専門人材の確保等対応を強化されたい。また、共生社会の実現に向け、ヤングケアラーをはじめ、支援を必要とする者の存在を地域で把握し早期に適切な支援につなげる仕組みづくりを進められたい。
- (5) ひきこもり支援について、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口「ひきこもり地域支援センター」が、令和 4 年度から設置主体が市町村に拡充されたことから、「ひきこもり地域支援センター」の設置を検討されたい。また、その前段事業である、「ひきこもり支援ステーション事業」「ひきこもりサポート事業」による取組も行われたい。

5 人権・ジェンダー平等政策推進

- (1) 企業、市民のジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスに対する意識向上にむけ、研修会の開催など啓発に努められたい。あわせて SOGI、セクシャルマイノリティに対する差別禁止やハラスメント防止、就業環境改善等にむけた取り組み、啓発活動を関係機関と連携し行なわれたい。
- (2) 「長岡市男女共同参画社会基本条例」「第 3 次ながおか男女共同参画基本計画」に則つとり、男女平等社会の実現に向けて実効ある施策を引き続き推進していただきたい。特に、コロナ禍により、とりわけ大きな打撃を受けた非正規雇用で働く女性、DV 等により困窮した女性、就職活動中の学生に対し、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 9 条・第 13 条を踏まえ、包括的な公的相談・支援体制をより一層強化されたい。あわせて同法第 19 条にもとづき、NPO 等民間団体が行う支援活動に対する助成を強化するとともに、宿泊・避難施設や食料・衛生用品等の提供に係る取組もより一層強化されたい。

6 環境、食料、農業政策

- (1) 「第4次長岡市環境基本計画の中間見直し」を受け、低炭素から脱炭素に向けて、計画の変更点について周知を行い、企業、市民へ地球温暖化防止について理解浸透を図られたい。また、2030年目標、2050年のカーボンニュートラル実現に向けたGX(グリーン・トランスフォーメーション)実行計画や適応計画の策定や「環境基本計画」の改定、あるいは具体的施策を検討するにあたっては、労働組合を含む関係当事者が加わる社会対話を行い、その意見を反映させ、丁寧な合意形成をはかられたい。
- (2) 食料自給力の向上を戦略的に推進し、安定供給体制の維持・充実をはかるため、国、県と協力して施策を講じられたい。また、地産地消の推奨など市民運動の展開や、フードチェーンの連携強化などを通じて国産食品の消費拡大を促進されたい。食料資源の循環の観点から、フードバンク活動の普及促進・支援、消費者に対する啓発の推進、学校での食育の取り組みなどを通じて、食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）のさらなる周知・徹底をはかられたい。

7 防災・まちづくり・交通・運輸政策

- (1) 高齢者や障害者はもとより、すべての市民が利用しやすい公共交通機関等の交通手段の確保に向け、「長岡市地域公共交通網形成計画」に基づき市内公共交通体系の構築につとめられたい。特に、2024年4月より適用される労働時間の上限規制および改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(告示)に対応できるよう、運転員等の人材の確保について、交通事業者等と連携して対応されたい。
- (2) 災害発生時における防災担当者の業務負担の極度な増加につながらないシステムを構築し、迅速な情報の収受を実現するとともに、災害により故障が発生した場合にも、迅速に対応できる体制の整備をはかられたい。また、災害発生時の状況把握や復旧を担う労働者の健康確保の観点から、作業に従事する労働者の待機・宿泊施設の確保について必要な支援を行なわれたい。あわせて、そうした支援について、災害協定締結業者や維持管理等の契約相手方にも周知されたい。

8 教育政策

- (1) 県では、「新潟県子ども条例(仮称)」の制定に向けて、論議を進めている。長岡市においても、子どもの権利を保障し成長を支援する「子ども（児童）の権利条約」を地域に根づかせるため、「子どもの権利」を明記した条例を制定するとともに、子どもオンブズパーソン制度を創設されたい。

- (2) 価値観の多様性を認め、いじめの根本的な解決につながる体制、子どもが相談しやすい体制をつくり、ゆきとどいた教育環境を築くため、小・中学校における30人以下学級の拡大について関係機関に働きかけられたい。また、いじめや虐待、貧困などを早期に把握し、適切に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての学校に常勤で配置できるよう努力されたい。このためにも臨床心理士などの専門職の正規採用を増やしていただきたい。
- (3) 燃料費の高騰など物価上昇の影響が、児童生徒の学校生活に影響を与えないよう、学校運営経費の拡充をはかられたい。特に、光熱水費については現場で過度な節減策が行われないう、物価上昇分を補填できる予算措置を講じられたい。また、公教育の無償性の原則に立ち、学校経費を本人または保護者から徴収する場合には、地方自治法第210条を適用しての公会計処理を進められたい。特に学校給食費については、文部科学省のガイドラインも示されており、早急に公会計化を進められたい。公会計化にあわせて低所得世帯への減免措置などを講じられたい。
- (4) 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善に向けた施策を推進されたい。具体的には①労働条件と職場環境の改善として、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行なわれたい。また、委託費の弾力運用によって、人件費が8割を著しく下回り、職務に見合わない賃金となっている保育所の状況を把握し、必要に応じて改善を求められたい。②チーム保育推進加算の、保育士が長く働くことが出来る環境の整備を促進するという制度趣旨を踏まえ、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の改善、当該保育所全体の保育士の賃金改善につながるよう、加算施設の設置者に対して趣旨を確実に周知されたい。③技能・経験に応じた保育士等の処遇改善が、すべての施設で実行され、保育士等の理解を得られるよう、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠等を就業規則に明記すること等について、加算施設の設置者に対し周知、徹底されたい。
- (5) 中学校における部活動の地域移行にあたっては、保護者の経済的、時間的負担の増加によって、子どもが希望する活動を行うことができなくなることが無いよう取り組みを進められたい。特に大会等に出場する場合は、市で送迎する体制を整えるなどの支援策を講じられたい。